

令和 3 年 4 月 26 日
大 阪 国 税 局

「電子計算機の運転等業務」に係る契約の締結について

大阪国税局（以下「当局」という。）は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づき、「電子計算機の運転等業務」に係る民間競争入札を実施し、下記のとおり契約を締結しました。

記

1 契約の相手方の名称及び所在地

アトラス情報サービス株式会社
大阪府大阪市中央区北浜 3 丁目 1 番 6 号
代表取締役 八瀬 誠

2 契約金額（消費税等込み）

492, 188, 290円

（注）業務委託期間：令和 3 年 6 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 58 か月間

3 実施期間

令和 3 年 6 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 58 か月間

4 電子計算機の運転等業務の内容

- (1) 電子計算機の運転業務
- (2) データ管理業務

5 電子計算機の運転等業務に当たり確保されるべき質

- (1) 業務の内容
民間競争入札実施要項及び仕様書に定める業務を適切に実施すること。
- (2) 要員の確保
国税情報システムの安定的な運用を損なうことがないよう代替要員を定め、当局が求める人員を確保できる体制を整備することとし、要員の欠勤等の不測の事態にあっても代替要員を勤務させるなど、開庁日及び閉庁日において当局が作業要請した時間のうち、要員が欠員している状態が年間で 0 分であること。
- (3) オペレーションミス
システム運用停止を引き起こすオペレーションミスの回数が年間で 0 件であること。また、システム運用停止に繋がらないオペレーションミスの回数が年間で 12 件以内であること。
- (4) セキュリティ上の重大障害件数
個人情報、施設等に関する情報その他の契約履行に際し知り得た情報漏えいの件数が年間で 0 件であること。

6 電子計算機の運転等業務の適正かつ確実な実施の確保のために受託者が講ずべき措置

(1) 本業務請負者が当局に報告すべき事項、当局の指示により講じるべき措置

イ 報告等

- (イ) 請負者は、仕様書に規定する業務を実施したときは、当該仕様書に基づく各種報告書を当局に提出しなければならない。
- (ロ) 請負者は、請負業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに当局に報告するものとし、当局と請負者が協議するものとする。
- (ハ) 請負者は、契約期間中において、(ロ)以外であっても、必要に応じて当局から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

ロ 調査

- (イ) 当局は、請負業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 26 条第 1 項に基づき、請負者に対し必要な報告を求め、又は当局の職員が事務所に立ち入り、当該業務の実施の状況若しくは記録、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。
- (ロ) 立入検査をする当局の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを請負者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ハ 指示

当局は、請負者による請負業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、請負者に対し、必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

イ 請負者は、請負業務の実施に際して知り得た当局の情報等（公知の事実等を除く）を、第三者に漏らし、盗用し、又は請負業務以外の目的のために利用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第 54 条により罰則の適用がある。

ロ 請負者は、本業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術（アイデア又はノウハウ）については、請負者からの文書による申出を当局が認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。

ハ 請負者は、当局から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。

ニ 請負者は、個人情報等を取り扱う場合は、契約書別紙「個人情報に関する取扱い」を遵守しなければならない。

ホ 上記イからニまでのほか、当局は、請負者に対し、本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(3) 契約に基づき請負者が講じるべき措置

イ 請負業務開始

請負者は、本業務の開始日から確実に業務を開始しなければならない。

ロ 権利義務の譲渡の禁止

請負者は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を当局の承

認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険施行令(昭和 25 年政令第 350 号)第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

ハ 再委託の禁止

(イ) 請負者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(ロ) 請負者は、原則として本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲に協議し、承認を得た場合はこの限りではない。

(ハ) 上記(ロ)ただし書きにより当局が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、請負者は当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置を執らなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。

(ニ) 上記(ロ)ただし書きにより当局が承認した場合でも、請負者は当局に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。

7 第三者に対する損害賠償に関し受託者が負うべき責任に関する事項

本業務を実施するに当たり、請負者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、次のとおりとする。

- (1) 当局が国家賠償法(昭和 22 年法律第 125 号)第 1 条第 1 項等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、当局は請負者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について当局の責めに帰すべき理由が存する場合は、当局が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。
- (2) 請負者が民法(明治 29 年法律第 89 号)第 709 条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について当省の責めに帰すべき理由が存するときは、請負者は当省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分を求償することができる。